

# 附録一

## 「『兩個中國』問題的解決策」

「二つの中国」の問題の解決策

第三〇、八、二二 下田 昭

- 一 國際的解決の必要性
- 二 「二つのファイア」の問題との連関
- 三 日本の立場の同一性
- 四 解決のための一構想
- 五 結語

極秘

### 一 國際的解決の必要性

「二つの中国」のアイデアは、今日國民政府及び中共政權のいづれによつても強く排撃されており、このアイデアを中国人自身をして承認せしめることは、現在全く不可想と認められる。さりとて國府が再び大陸の中國領を實力をもつて奪回することは不可能であり、また中共といえども、その軍事力をもつて台湾を統合することは、少くも近い将来においては、ほとんど不可能事に見せるとと認められる。

「二つの中国」の問題が、かくのごとく「中田」自身の意思と實力をもつてしては、解決不可成でありとするならば、しかして本問題が未解決のまま長く放置されることは、アジア及びひいては世界の平和と安定の維持にきわめて有害でありとするならば、民主

自由諸國は、本問題の性的方法による解決をわちその國際的解決を、萬端に考慮しなければならぬものと思われる。

二 「二つのドイツ」の問題との差異

この問題を取り扱りに当つては、二つの中国の問題と二つのドイツの問題とを比較し両者の差異を見もわめることが、その解決策を見出す上において、有益であるように思われる。

(一) 第一に、東西ドイツの分裂は、ドイツ民族内部の原因によるものではなく、全く異合因による分割占領という外的原因によつて発生したものである。しかるに二つの中国は、外国の直接干渉なしに、主として中国内部の原因により自然発生的に発生したものである。この差異は重要であると考えられる。なんとなれば、歴史の先例にかえりみても、国際間においてある事象が自然発生的に生じたものであるという事実は、年月の経過とともに、列強による干渉が次第を容れられしめ、ひいては国際

自然発生的に発生したものである

自体をして発展においてこれに抗することをあきらめざる可  
能性があると考えられるからである。

(二) 次に、ドイツの場合二つの政體は、ともに本来のドイツ領域内に現を帯びて出現したものである。しかるに中国の場合は、中共は本来の大陸領土に、国府は海を隔てた海外領域に占拠して、その支配する領域は地理的に隔絶しているのである。このことは、前記の理由とあわせ考へる場合に、本問題の解決上重要な意義を持つものと思われる。

(三) 中国の場合、二つの政體の一方が旧日本領たる台湾を支配領域としている事実は、ドイツの場合には考慮に入れる必要のない国際的事象を導入するものである。すなわち日本は、桑原平和論物即二論により台湾に対する領土主權を放棄しているので、

「山」  
「山」

（また日華平和条約により右領土権の放棄を承認しているもので、）  
日本自身からは問題を提起し難いが、日本以外の条約締結国等  
は、台湾に関する領土権の最終的帰属は未決定であることを  
主張しうる訳である。換言すれば旧属国は、もし欲するなら  
はその適当と認める時期に、台湾問題の国際的解決を主張しう  
べき法律上の地位にあるということが出来るのである。

### 三 日本の上野の同一性

日本は、二つの中国の問題に対し、従来から本国と同一の立場を執っている。

すなわち法律的には、一九五一年十二月、当時の吉田総理大臣がダレス氏に於て在米閣内において、日本政府は、究極に於いて、日本の隣邦である中国との間に全面的な政治的平和及び通商関係を樹立することを希望するものであることを明らかにした上、二つの中国の問題に関しては、国民政府との間に互恵関係にはいる用意はあるが、中共政権との間にはかかる重荷を有しない旨を表明し、引き返り翌五二年四月国民政府との間に平和条約を締結し現在に至っているのである。

また政治的、軍事的見地からしても、二つの中国の問題に対し

る日本の利害関係は一致するものと考えられる。すなわち採米台が万一中共の手中に陥るがごときことある場合、それは本国にとっては西太平洋における防ぎよラインを構成するアイランド・チェーンの重要な一環の喪失を意味し、日本にとっては、西北、西方、西南の三方面よりする中共の包囲に直面することを意味するものであり、かかる事態の発生は、日本両国ともに強力これを防止しなければならぬ訳である。

したがって、二つの中国の問題の解決を考慮するとすれば、両者の場合の方向よりはむしろその明暗を分離の方向に向けることを持論とする点においても、日本の利害は一致するものと考えられる。

かくのごとき完全な利害関係の一致というものは、今日世界の

大田中において、米田と米田との間にも、またもとより米田とインドとの間にも存せずして、米田と日本との間のみ存するものといわなければならぬ。また大田の多くは、相違の後こそあれ、それぞれ既に中共にコミットし合ふに互し、日本はいまだ中共に対し完全なフリーハンドを保持しているのである。したがって日本側は、本問題のこの方向へ向つての解決を図るための推進力となり、相提綱して進む必要があるものと考えらる。

#### 四 解決のための一構想

さて、かかる方向に向つての本件の解決策として一つの構想を述べれば、次のとおりである。

まず本件の段階的解決へのアプローチの方法としては、領土問題の問題から取り上げるものと領政理の問題からするものの二つが考えられるが、前者の解決から始めて後者に至るほうが、その道の手順よりもはるかに容易な方法であると思はれる。

##### 第一段階

- 1) よつてまず条約締結当事国中の主要国の会議を召集して、同条約第二条により未決の問題として残されている台湾に関する領土権の最終的帰属を審議せしむる。この会議には日本は、同条約の当事国としてまた台湾の租借有国として参加す

べきは当然である。しかし国府も中共もはたまたろ恐も、皆にして同條約の当事者ではないから、きわめて自然にこれを除外することができる。

二 台湾の帰属を争論するに当つては、大國條約の原則が適用されるべきではない。すなわち台湾住民の自由に表明する希望と一致しない国府の帰属決定は行わない旨の原則が、まず右會議によつて採択されるべきではない。(ここに台湾住民とは、第二次大戦後台湾に移住した者を除く本来の台湾住民とすべきである。)

三 よつて右會議は、自らが台湾の帰属を決定するのではなく台湾住民をしてこれを決定せしめるための方法のみを定めることを、その使命とするものでなければならぬ。しかして

その方法としては、台湾住民をして、次のいずれを選ぶかを住民投票により決定せしめることが考えられる。

(1) 國民政府統治下における現状維持

(2) 中共治下の大融との統合

(3) 住民が新たに選ぶ主權者の下における獨立

(4) 國府の下における信託統治

(住民投票にかける題目に何れを加えるのは、國府、中共の両者に対する考慮からであるが、台湾住民による選択は、實際問題として何れについても行われるであらう。しかして國府條約によれば、(4)の信託統治も、住民を選挙向上せしめ自治又は獨立に導くための過渡的措置にはかたならないから、台湾住民が何れもいずれを選ぶ場合も、経過

的には台湾の独立をもたらしこととなる。)

例 右住民投票は、住民に与するなんらの圧迫、干渉なしに行われなければならない。よつてこの投票は、桑港条約の主要国等又はその委任により国連の派遣する代表をもつて構成する国際委員会の管理の下に行われるものとしなければならない。

(四) 右住民投票の呼称の決定をもつて、桑港条約国等国会連の使命は終了するものとする。後は適正な管理の下に行われる住民のウエイトがすべてを決定するであろう。

以上一連の措置は、米国の主導の下に取り進ばれるべきである。なんとなれば本措置はあくまで桑港条約国等国会連条約の未決点を定めるための措置であり、しかして同条約は米国の主導

に基づき本国内で討論されたものであるからである。また前記主要国会連の国連及び国会連の結果は、米国より桑港条約国等国会連にそれぞれ照会され、これによつて承認されなければならない。

右のごとき呼称を経て台湾の帰属が決定すれば、国連に一つの重責を担成憲兵が作り出され、もはや何人もこれを担することのできないものとなる。けだし右憲兵は、台湾住民の自由に表明した意思に基くものであるから、正義と民主主義の原則に立脚したものである。モークル・ワフリューに基り、かつ自由諸国の大半を占める桑港条約国等のサポーターを背後に持つものであるからである。

## 第二段階

かくてひとたび領土の帰属が決定された際においては、二つ



の政權の問題の処理は、比較的容易となるであらう。もとより  
内政問題等同志の結合による解決は困難であるから、外部か  
らの国際的解決を必要とすること領土の問題の場合と同様であ  
る。しかしてその取扱方は、中国の代表權の問題として、国  
内部で解決に導くのが最善の方策であらう。

(1) すなわち台湾住民が獨立を選んだ場合は、中共に中国の代  
表權を認めてこれを國庫に迎える一方、新獨立國も國庫の新  
國庫として迎える方法を講ずべきである。台湾住民が僑託  
統治を選んだ場合は、中共のみを國庫に迎え、台湾の處理は  
これを僑託統治理事會に一任することとすればよい。

(2) ここに問題となるのは、國民政府の官吏、將兵及びこれに  
隨伴して移住した中國人の歸還であるが、彼らに対しては、

復、  
十

もし欲するならばそのまゝ平穩に台湾に居住することを圖  
むべきである。他の東亞アジア諸國に既に及びたたく存在  
する組織と同様の地位に立つのが、ひつきより彼らの自然の  
運命となるであらう。

復、  
十

(3) 台湾住民が僑託統治を希望した場合には、いずれの國をそ  
の執政國とするかの問題を生ずるが、この問題もまた住民  
自身をして決定せしむべきものと考える。その場合住民の選  
ぶ可能性のあるのは、日本國のいずれかであらう。わが國  
としては、住民が米國を執政國に選んだ場合、これに容  
納のあつらはずはなく、またもし住民が日本を選ぶ場合、もと  
より執政國たるの任を引き受ける用意があるものである。  
いずれにするも執政國に選ばれた國は、僑託統治理事會の

強暴の下に、自衛にかけらるる民生の安定向上を計り、十々や本  
にその独立に導く努力を怠るべしものではないと考ふる。

## 五 結論

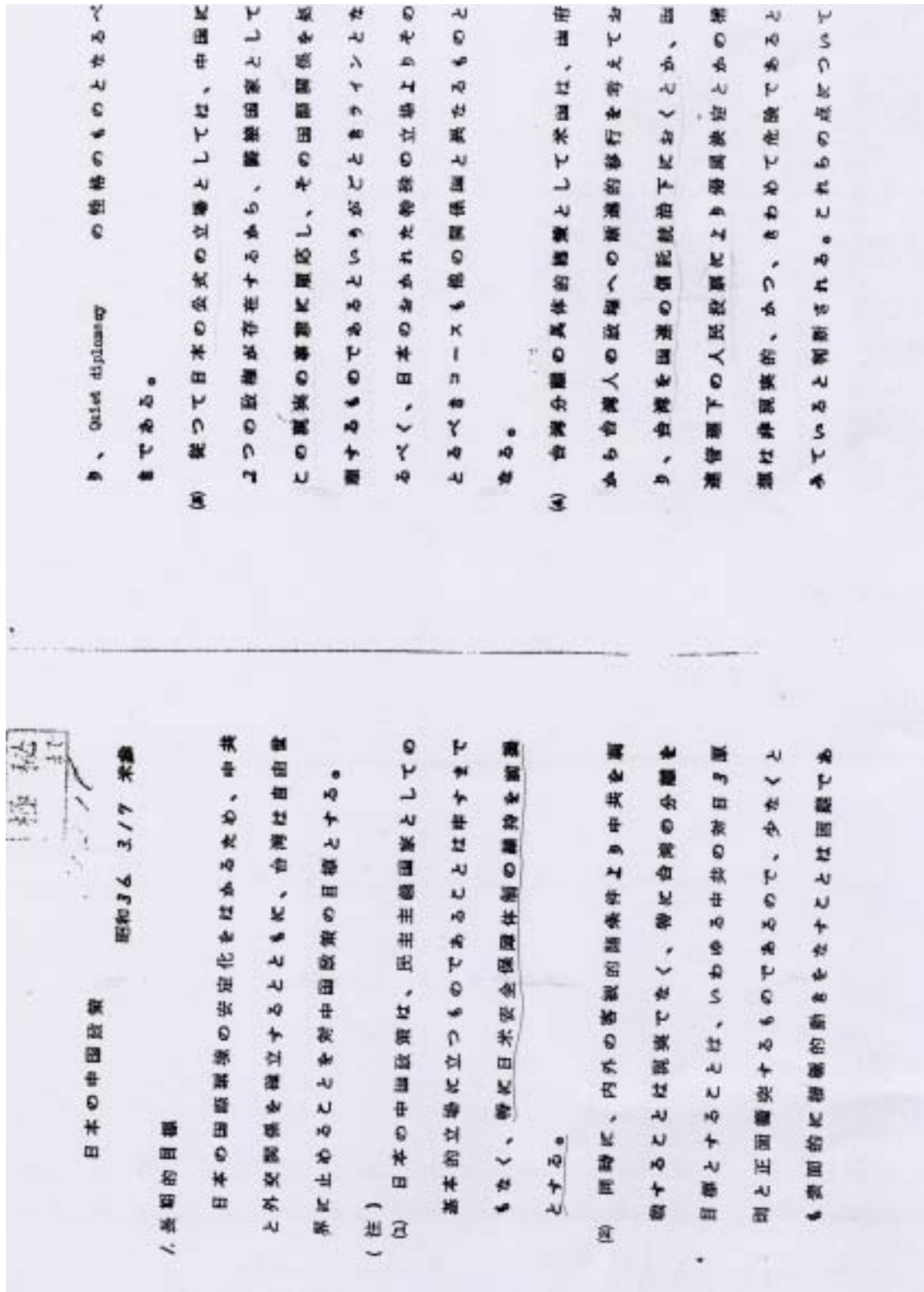
以上の構想は、もとより今日直ちにこれを実施に移すべきものとして考えたものではない。ただ「二つの中国」の問題をめぐり、民主自由陣営内の主要国の考えが現在のごとくバラバラとなりかちりては、共産陣営を利用するのみであるから、まず日本間に思想統一を図るための一途案案としてこれを起草した次第である。假り此のラインで本問題の解決を図るとしても、相違の準備期間と開戦なる準備地帯を必要とするものは首をまたないところである。

二つの中国の問題は、もともと日本の状況の結果台湾に生じた強自が一因となつて生じたものである。わが国としては、この歴史的経緯と地理的近接のゆえをもつて、本問題については他のいかなる国にも劣らない重大な関心を有するものである。幸いにし

て本問題に対する立場と利害を一にする米國との間に密約を提携を保ち、今後これが解決のため努力を尽したいと考えるものである。

## 附録二

### 「日本の中國政策」



は今後米国の政策を調和する必要がある。

いざにしても台湾を自由世界に止めるとは米国の軍事力によつてのみ可能であるので、台湾の将来のステータスについては米国の意向を尊重し、かつ、極秘裡に米田と密接な連絡を維持しなければならぬ。

(b) 米田と日本の中国政策は、台湾を自由世界に止めつつ中共との contacts を拡大してゆくとの基本線においては一致している。同時に余く異なるのは米田が中共と尖鋭に対立し、かつ、幽府がその軍事防衛の下にあるのに対して、日本は内外の諸条件より甲共を重視する行動をとることとはできず、また幽府に対しても強い影響力を有しないことである。従つて日本の中国政策は低い姿勢のものとならざる

るをえない。この点けすでに客觀的事實として米田のすでに開明しているところであるが、今後米田の vetting 等との関連においてさらに米田と話し合ふべき基本的問題である。

## 2. 米田の政策

(a) 今秋の米田選任会における vetting については、今後情勢は軒余曲節をたどると予想されるので、米田と密接な連絡を維持し、モラトリアム案、よつの中田を米田に asset させる案など案権する場台においても、事前に米田の立場と coordination をはかむものとする。

(b) 但し米田の情勢とにちみ合せつつ、かつ、米田に事前選任を行ない、中共との人的交流及び米田の拡大をはかぬ。時節をみて米田の体面を固めた上、政府間貿易協定締結を促進

★ 中米の交渉上の状況は、現在正面を見直しを  
求めている。

(注)

(1) 今秋の国連の趨勢は、現在正面を見直しを  
立てることは困難であるが、米英は紛争に於  
いて協賛するとみるべきである。モラトリア  
ムによる現在維持は不可能としても、代表協  
調の實質的協定の結果は、各種決議案提出等  
の順序により、米英は中共が国連に seat をし  
めまいことに成功するものと判断される。こ  
の点について今後情報入手に努むべきことは  
断りまでもない。

(2) 万一今秋中共が国連に入り、国府が排除さ  
れるがごとき場合、日本は中共の無条件承認、  
国府否認につき内外の圧力をうけ、困難な事  
態に直面し、重大決断を迫られることとなる。

此觀察より推して今秋は中共の連加盟の  
實現は、その内外の趨勢より見て、

(例) 政府間貿易協定の狙いとするところは、國  
府との関係を現状のままとして中共に対し事  
業上の禁輸行為を行なうことにより、日本に  
關する限りよつの中国の關係を獨立すること  
である。中共がこれに應ずるか否かは不明で  
あり、國府の反撥を最少限度に限いとめるこ  
とができるかの問題があるが、この強案は裏  
在國內では世論の支持をえられると考えられ、  
もし中共が拒否すれば、交渉を打切ることによ  
り國內は収まるものと考えられる。

このアプロチチに対する米英の懸念は、主  
として國府が対日經濟新交等を行なうことによ  
り、中共の思ひつげとなること及び/度日  
米が中共との關係を開始すれば、中共は  
基本問題を提出し、日本國內に擾亂を起す

せる危険ありといふことであるが、米国の  
利害及び見解を徹してみることにし、かゝるべしと  
考えられる。

中英との交渉を行なうとすれば、今秋国連  
において中英加盟が実現したといふ意の前提の  
下にその後の進出の時期が考えられる。

上述(英)の事態においては問題となりえない。

#### 2 韓理訪米の態の取扱い方

前記人及びよに開述し、中共に関する基本的  
問題につき、韓理訪米前米側と意見交換を行  
ない、大統領との会談における presentation  
を換ゆる。モットは *RRR* が米長官が録了後 *RRR* である。

そのラインは、日米兩國の立つ共通基盤の確  
固、両者の立場及びアプローチの差異に対する  
相互理解及び今後の行動の coordination をどの  
程度を問題に止め、国連總會まで協力を確保  
するといふことがごときものとせらる。